

# 第3次東海市地域安全活動行動計画

## 安全・安心なまちづくり



2019年(平成31年)3月  
**東海市**

## はじめに

愛知県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、２００３年（平成１５年）には戦後最多となる約２２万６千件を記録しました。こうした深刻な治安状況を打開するため、２００４年（平成１６年）に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定・施行し、県民・行政・警察署が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組を積極的に推進することとなりました。また、２００６年（平成１８年）に「犯罪を半減させる地域防犯県づくり」を掲げ２０１５年（平成２７年）までに「年間約２０万件（平成１７年）発生している刑法犯認知件数の半減」を政策目標とし、現在は、新たな地域安全戦略として「あいち地域安全戦略２０２０」及び「あいち地域安全行動計画２０２０」を策定し、「県民総ぐるみ運動」を展開しております。

本市においても、犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）が、２００３年（平成１５年）にピークとなる２，９０１件を記録したことから、２００４年（平成１６年）に「東海市地域安全条例」を制定・施行し、市民、事業者、市及び警察署が一体となって、市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することとなりました。

また、２００９年（平成２１年）３月に「東海市地域安全活動行動計画」、２０１４年（平成２６年）３月に「第２次東海市地域安全活動行動計画」をそれぞれ策定し、市、市民、事業者及び警察署が連携・協力して、各種の取組を具体的に実施することにより、市内の犯罪発生件数を大幅に減少させることとなりました。２０１８年度（平成３０年度）は、「第２次東海市地域安全活動行動計画」の終了年度となっているため、新たな行動計画を定め、犯罪のない市民が安心して暮らすことができる「安全・安心なまちづくり」を推進するものです。

## 第3次東海市地域安全活動行動計画

1 本市の治安状況と課題	2
(1) 犯罪の発生状況	
(2) 東海市の治安状況	
(3) 市民の治安に対する意識	
(4) 課題	
2 第3次地域安全活動行動計画の目的と展開等	6
(1) 目的	
(2) 期間	
(3) 施策展開	
(4) 成果指標	
3 行動計画の目標	7
4 基本戦略	8
5 地域安全活動計画の体系	9
6 基本戦略を推進するための施策	10
7 参考	
(1) 東海市地域安全条例	14
(2) 東海市暴力団排除条例	17

## 1 本市の治安状況と課題

### (1) 犯罪の発生状況

本市の犯罪発生状況（刑法犯認知件数）は、2003年（平成15年）の2,901件をピークとして、その後は順調に減少し、2014年（平成26年）では1,124件となり、ピーク時の約4割以下となっています。第2次東海市地域安全行動計画の取り組み年次である2014年度（平成26年度）以降も、行動計画の成果指標目標値である「刑法犯認知件数の毎年3%減少」を達成し、具体的な数値目標としていた1,000件を下回る発生件数に減少させることも、2015年度（平成27年度）に達成しております。近年では、重点犯罪（※）の中で特殊詐欺の占める割合が増加していますが、重点犯罪全体では、種別により多少のばらつきは見られるものの、減少傾向にあります。

このことは、2004年（平成16年）9月に東海市地域安全条例を施行し、当該条例の基本理念に基づき、安全な地域社会の実現を図るために、第2次東海市地域安全活動行動計画で掲げた基本戦略及び施策を、市、市民、事業者及び警察署がそれぞれの責任と役割を果たし、相互に協力して地域社会が一体となった地域安全（防犯）活動を積極的に取り組んできた賜物です。

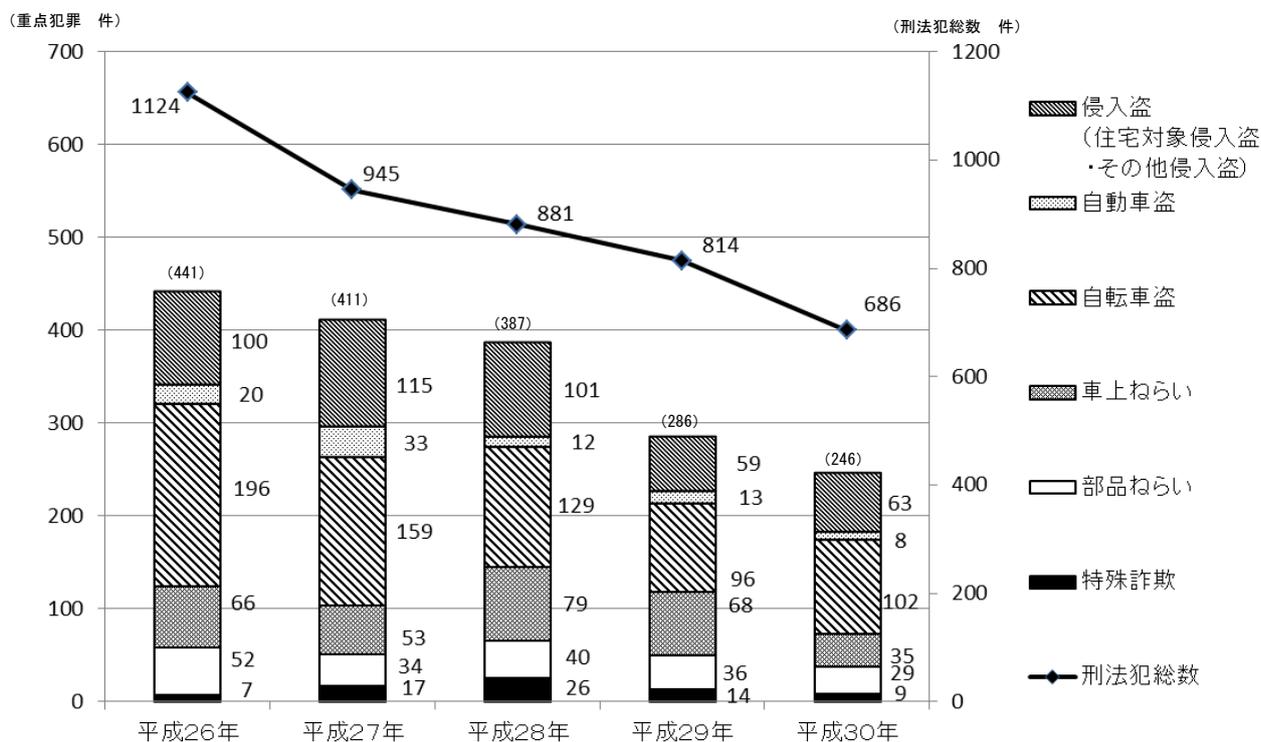
特に、防犯カメラについては、2014年度（平成26年度）から、その効果が最大限となるように、東海警察署の分析結果を活用した指導をいただき、協議や現場確認の上、設置場所を選定して設置するとともに、既設防犯ボランティア団体の青色防犯パトロール隊への変更、学生防犯ボランティア団体の新設などの新たな取り組みが大きな成果を挙げたものと考えます。

※住宅侵入盗、その他侵入盗、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、自転車盗、特殊詐欺

### (2) 東海市の治安状況

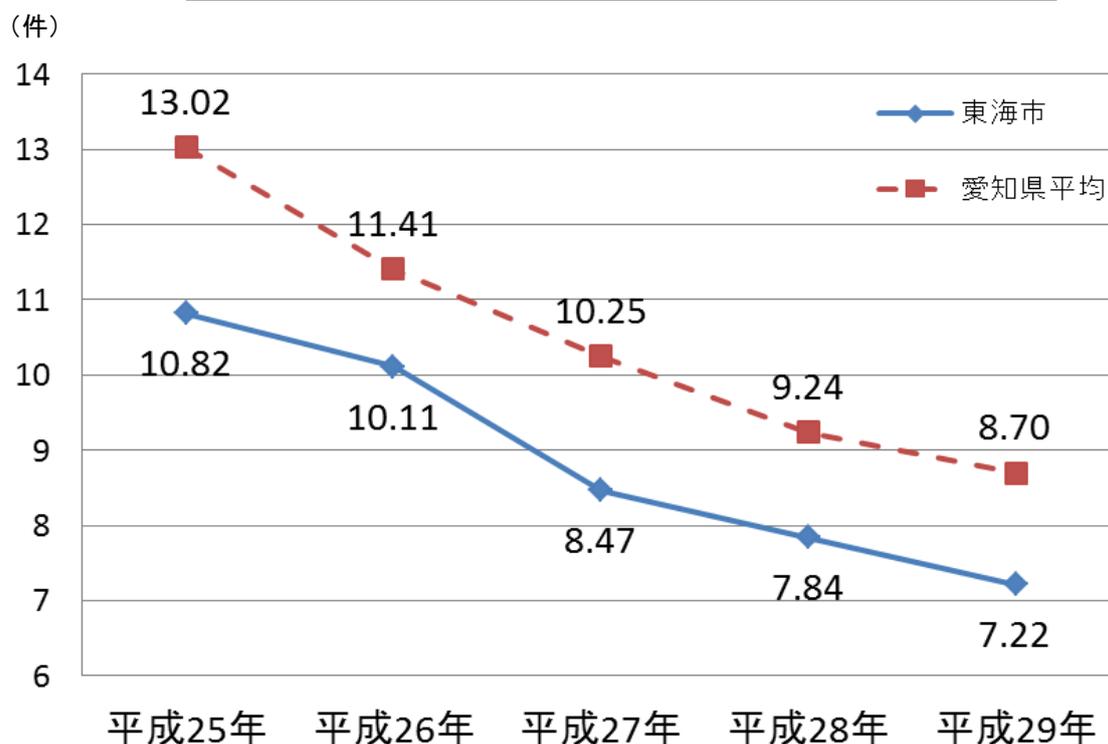
本市の治安状況は、前述のとおり、年々改善されて、2017年（平成29年）における犯罪率（人口1,000人当たりの刑法犯認知件数）は7.22となりました。なお、愛知県内の平均の犯罪率は8.70です。

## 犯罪発生状況（重点犯罪（主な刑法犯）と刑法犯総数）



(出典：地域安全情報、東海警察署)

## 東海市の犯罪率の推移 (人口1,000人当たりの刑法犯認知件数)



(出典：地域安全情報)

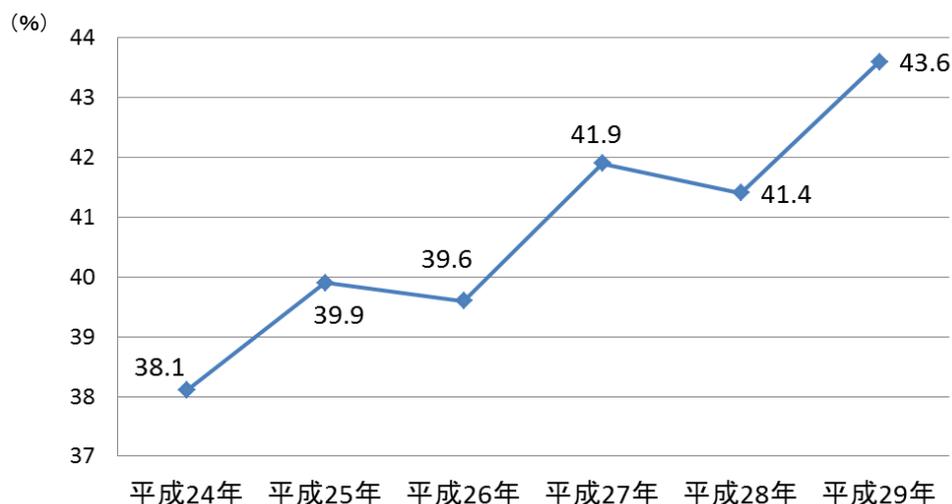
### (3) 市民の治安に対する意識

まちづくりアンケート（※）における防犯関係の調査結果

#### ○ 犯罪に対する不安がなく、安心して生活できていると思う人の割合

横ばいに推移する年度がみられるものの、全体の割合としては増加傾向にあります。

#### 犯罪に対する不安がなく、安心して生活できていると思う人の割合



(出典：まちづくりアンケート)

※まちづくりの進み具合を定期的に確認し、より効果の高い事業を展開するため、満16歳以上の東海市在住者から無作為で3,500人を抽出し、アンケートを実施しています。

### (4) 課題

第2次東海市地域安全活動行動計画の期間中である2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は年々減少し、2018年（平成30年）は686件と、2014年（平成26年）の1,124件から3割以上減少しましたが、近年では、特殊詐欺が増加傾向にあり、その手口は巧妙化し多岐にわたります。

また、いまだ東海市内において、多く発生している侵入盗、自転車盗などの犯罪を防ぐには、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、防犯意識を高めることが重要です。

多発している上記の犯罪や、女性・高齢者を始めとした社会的弱者が被害者となる痴漢や特殊詐欺など、安全・安心を脅かす犯罪に対して、被害の未然防止・拡大防止を図らなければなりません。

多発する犯罪の発生要因については、様々なものが複合的に絡み合っており、特定することは困難ですが、概ね、次のようなことが考えられます。

### 1 地域連帯感の希薄化と一人ひとりの防犯意識の不足

近年、都市化、核家族化、生活様式の多様化などを背景として、地域の絆が薄れ、自治会活動など地域の活動が低迷し、青少年に対する地域の教育力も低くなってきています。こうした状況が要因となって、従来、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下してきたと考えられます。

また、防犯意識の向上も見られるようになってきたとはいえ、いまだに無施錠による被害が多数ある（平成29年末現在、住宅対象侵入盗の約33%、自転車盗の約59%）など、一人ひとりの心掛けで防ぐことのできる犯罪が相当数みられます。

### 2 規範意識の低下

最近では青少年の規範意識の低下だけではなく、本来、青少年を指導し、模範となるべき大人においても規範意識の低下が見られるほか、サイバー空間における違法情報・有害情報の氾濫が、その低下に一層の拍車をかけるなど、こうした状況も犯罪が多発する要因となっていると考えられます。

### 3 犯罪の多様化・巧妙化・グローバル化

インターネットなどの通信網の高度化や交通網の整備などにより、組織的窃盗団の暗躍や犯罪の広域化が進み、これまで以上に犯罪が多様化・巧妙化しています。

また、来日外国人犯罪では、世界規模で活動する犯罪組織が国内の犯罪組織と結びつくなど、様々な国籍の構成員が役割を分担し、犯行関連場所が日本国内にとどまらず、複数国に及ぶなど犯罪のグローバル化が進んでいます。

### 4 生活環境等の変化

人通りが少なく、暗く、見通しの悪い道路や公園、駐車場が多いことが、ひったくりや車上ねらいといった街頭犯罪の多さにつながっており、また、高層化、大規模化する住環境の変化が死角を生み、住宅への侵入盗などが増加する一因となっています。

さらに、繁華街に見られる違法駐車や違法広告看板、落書き等も、犯罪を誘発する要因となっています。

## 2 第3次地域安全活動行動計画の目的と展開等

### (1) 目的

第6次東海市総合計画に位置付けられた「交通事故や犯罪のない安全で安心なまちをつくる」を推進するとともに、犯罪発生件数、特に重点犯罪の減少を目指し、実効性の高い施策を実施するために、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの「第2次東海市地域安全活動行動計画」を引き継ぎ、「第3次東海市地域安全活動行動計画」を策定するものです。

さらに、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民、事業者及び警察署が一体となった地域安全（防犯）活動を強力に展開することが重要であることから、行動計画はわかりやすく共有できる目標を設定し、その推移状況を検証していくこととします。

### (2) 期間

2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間の行動計画とします。

### (3) 施策展開

第3次東海市地域安全活動行動計画を総合的に実施するため、市民の防犯意識の高揚と自主防犯団体の活動の活発化に向けた支援の強化を進めるとともに、多発している住宅対象侵入盗や自動車盗、特殊詐欺等の被害減少へ向けた対策を進めます。

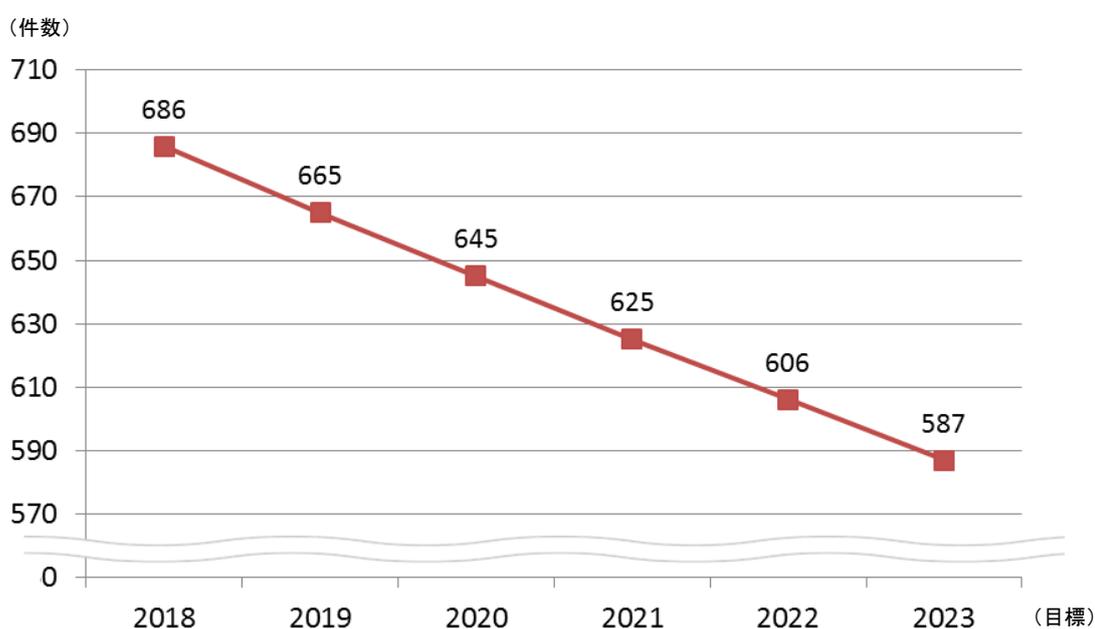
### (4) 成果指標

第6次東海市総合計画の施策の一つである「交通事故や犯罪のない安全で安心なまちをつくる」では、「交通事故や犯罪の不安がなく、安全で安心して生活できていると思う人の割合」をまちづくり指標としています。本計画でも、このまちづくり指標を「成果指標」として設定し、市民アンケートから得られたニーズを施策に反映し、まちづくりの進み具合を数値で測るものさしとして、毎年現状値の推移などを確認し、改善していくこととします。

### 3 行動計画の目標

成果指標の達成に向け、市、市民、事業者及び警察署が一体となった地域安全（防犯）活動を展開し、行動計画の進捗を図るための目標として、第2次東海市地域安全活動行動計画に引き続き、刑法犯認知件数を前年から毎年3%以上減少させるとともに、新たな目標として住宅侵入盗などの重点犯罪（平成30年中246件）を毎年減少させることを目標に展開します。

刑法犯認知件数の推移目標



## 4 基本戦略

目標を達成するために、特に重点的に取り組むべき4つの基本戦略を設定しました。

### 4つの基本戦略

#### I 防犯意識の高揚

子どもから大人まで、市民一人ひとりが自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。

#### II 地域の防犯力の向上

自主防犯団体や市民の防犯活動の活発化を図るとともに、市、地域、事業者及び警察署と連携を図りながら、地域の防犯力を向上させます。

#### III 犯罪が起きにくい社会づくり

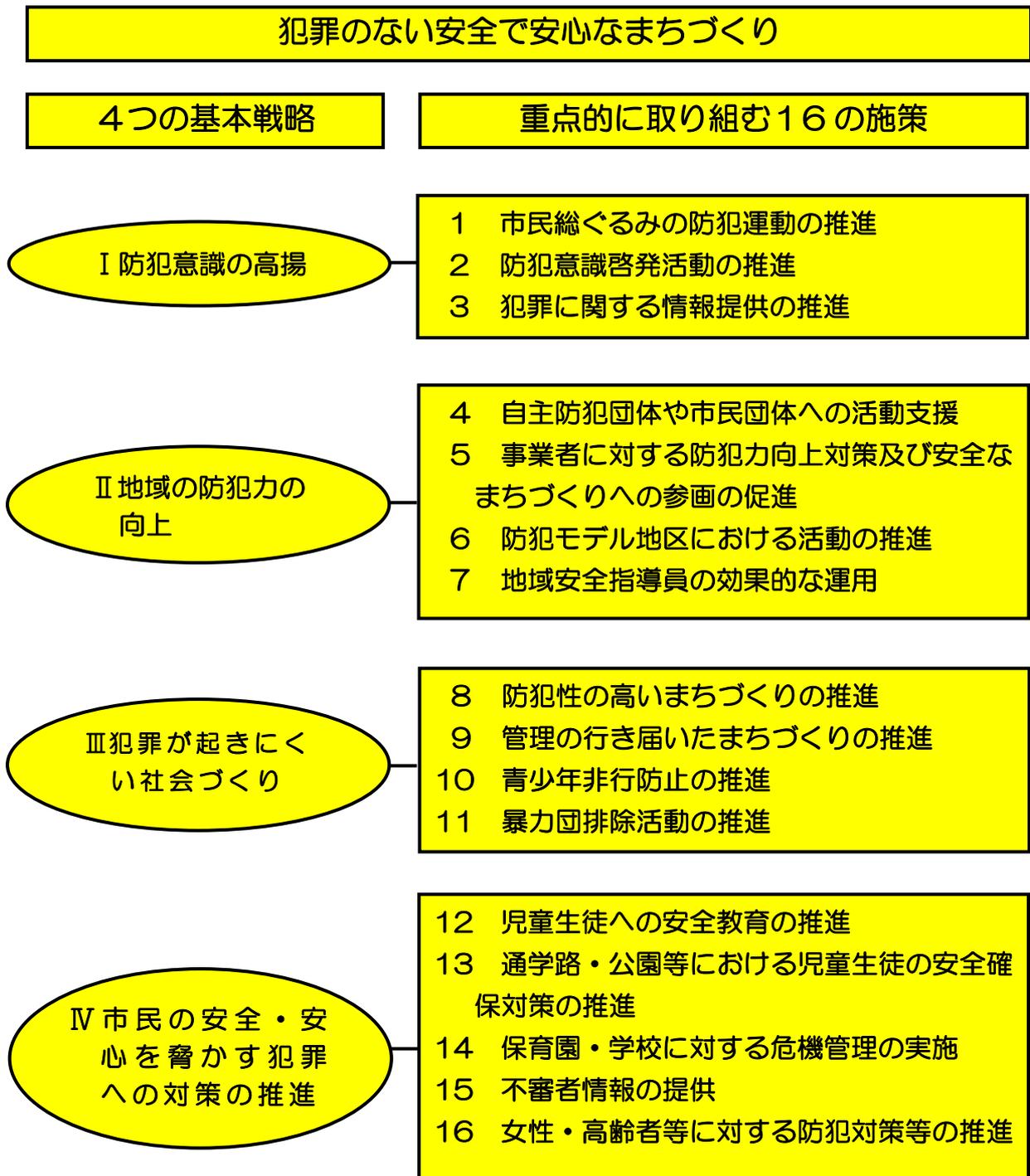
犯罪防止に配慮した住宅、公園・道路等の整備を図り、犯罪が起きにくい社会づくりを推進します。

#### IV 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

学校、地域、家庭及び警察等が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策や、女性・高齢者等が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や、新卒の犯罪など市民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図ります。

5 地域安全活動行動計画の体系



## 6 基本戦略を推進するための施策

### I 防犯意識の高揚

#### 1 市民総ぐるみの防犯運動の推進

市、地域、事業者及び警察署と連携し、四季の県民運動や防犯キャンペーン等を実施し、市民の防犯意識を高めていきます。

【主な事業】安全なまちづくり県民運動、夏の地域安全合同パトロール

#### 2 防犯意識啓発活動の推進

懸垂幕や横断幕の掲示、街頭キャンペーン、市広報車による巡回広報等を実施するとともに、コミュニティ等に対して防犯講話や地域の防犯診断を定期的に行うことにより、市民の防犯意識を高めていきます。

【主な事業】自転車盗防止キャンペーン、警察署による防犯講話

#### 3 犯罪に関する情報提供の推進

市広報紙「とうかい」やホームページに防犯に関する各種情報を掲載するとともに、コミュニティFM等のメディアや町内会・自治会の回覧板を活用した情報発信を実施することにより、市民の防犯意識を高めていきます。

【主な事業】市民への犯罪発生状況の情報提供、安全・安心メルマガによる情報提供

### II 地域の防犯力の向上

#### 4 自主防犯団体や市民団体への活動支援

自主防犯団体やコミュニティ等に対して防犯講習会の開催や防犯活動用品の貸与等を実施するとともに、各団体の活動状況について定期的に情報発信を行うことにより、団体の活性化を図ります。また、防犯ボランティアの養成や、愛知県公安委員会への安全なまちづくり推進指導員の推薦等、自主防犯活動を推進し、地域の防犯力を高めていきます。

【主な事業】青色回転灯等の活動用品の貸与、防犯ボランティア養成アカデミーの開催

#### 5 事業者に対する防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画の促進

事業者に対して、犯罪情報の提供や事業者が管理する敷地の防犯対策の強化を呼び掛ける等、犯罪が起こりにくい空間を作り出すとともに、自主防犯団体やコ

コミュニティ等と連携して安全なまちづくりへの参画を促進し、地域の防犯力を高めていきます。

【主な事業】 事業所・店舗への防犯チラシ等の配布

## 6 防犯モデル地区における活動の推進

防犯モデル地区を指定し、地域の特性に合わせた防犯対策を講じることで、より効果的に犯罪を防ぐとともに、モデル地区での新たな取組等を市広報紙等で情報発信を行うことで、地域の防犯力を高めていきます。

【主な事業】 モデル地区への防犯活動用品の配布、貸与

## 7 地域安全指導員の効果的な運用

警察官OBの地域安全指導員により、市内の駅、保育園・幼稚園、学校周辺、住宅地及び犯罪多発地区などを中心に市内を巡回し、防犯の啓発広報活動を実施するとともに、児童・生徒を犯罪から守るために、学校や地域へ助言・指導を行い、地域の防犯力を高めていきます。

【主な事業】 市内巡回活動、地域防犯活動への参加

### Ⅲ 犯罪が起きにくい社会づくり

## 8 防犯性の高いまちづくりの推進

警察署等と連携を図り、コミュニティ等に対して行う防犯教室や家屋防犯診断をはじめ、公園等の公共施設や店舗等における防犯診断を実施することにより、地域における防犯力を強化するとともに、街路灯、防犯灯の新設や高照度防犯灯への切替えを行います。また、プライバシー保護の観点を考慮しつつ、防犯カメラの計画的な設置及び運用管理を通して犯罪が起きにくい社会を目指します。

【主な事業】 街路灯、防犯灯の新設や高照度防犯灯への切替え、防犯カメラの設置管理、防犯教室や家屋防犯診断の実施

## 9 管理の行き届いたまちづくりの推進

公園や道路等の植栽を剪定し、監視性の確保（※）を徹底するとともに、放置自転車や迷惑駐車等の排除運動キャンペーンを実施する等の活動を通じて、管理の行き届いた街並みを推進することで、犯罪が起きにくい社会を目指します。

※ 犯罪者が侵入しようとした際「近所から見られているかもしれない」と思わせるため、道路の周囲や住宅敷地の見通しを良くして、死角をなくすこと。

【主な事業】空き家・空き地の適正な管理、放置自転車管理委託等

## 10 青少年非行防止の推進

学校、地域及び警察署と連携を図り、補導活動、薬物乱用防止教室の実施や、酒・タバコ販売者に対しては、年齢確認の徹底を呼び掛ける等、地域で青少年非行の未然防止を図るとともに、補導歴のある未成年者が再び犯罪行為に手を染めることのないよう、健全な生活への立ち直りを支援することで、犯罪が起きにくい社会を目指します。

【主な事業】青少年の非行・被害防止問題に取り組む県民運動

## 11 暴力団排除活動の推進

暴力団追放キャンペーンの実施や、警察署との連携を図る等、暴力団を社会から孤立させるための対策を徹底し、暴力団追放三ない運動+1（※）を市民及び事業者に推進することにより、犯罪が起きにくい社会を目指します。

※「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」、  
「暴力団と交際しない」

【主な事業】暴力団追放キャンペーンの実施、相談窓口の周知

# IV 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

## 12 児童生徒への安全教育の推進

学校における防犯講話の実施、サイバー犯罪（※）に関する学習、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施等を通して、児童生徒の防犯意識を向上させるとともに、家庭や地域においてもあいさつや声かけを通じて、地域で子どもの安全を確保します。

※ インターネットやその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪、その他の情報技術を利用する犯罪のこと

【主な事業】小学校新1年生に対して防犯笛の配布、防犯少年団活動の推進

## 13 通学路・公園等における児童生徒の安全確保対策の推進

学校、地域及び警察署と連携を図り、通学路、公園等の安全点検を実施するとともに、登下校時には地域安全指導員や自主防犯団体によるパトロールを実施し、子どもが活動する場所の危険箇所を整備することで、子どもの安全を確保します。

【主な事業】「子ども110番の家」の増設、通学路安全点検

## 14 保育園・学校における危機管理の実施

保育園や学校において、フェンス・門扉の適切な管理、防犯カメラの設置等を行うことにより、不審者の侵入を防止、管理するとともに、防犯ブザーの携帯やさすまた等の防犯道具を整備し、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施等、危機管理を徹底し、子どもの安全を確保します。

【主な事業】来園者、来校者記録簿への記入及び名札の着用、教職員への安全教育の実施

## 15 不審者情報の提供

市内において、不審者の通報があった場合は学校メルマガ等を活用し、保護者や関係機関に対して情報提供を行うとともに、学校、地域及び警察署と連携を図り、市民の安全を確保します。

【主な事業】学校メルマガへの登録の推進、学校安全ボランティアとの連携、市のホームページへの不審者情報の掲載

## 16 女性・高齢者等に対する防犯対策等の推進

ひったくり等の被害に遭いやすい、女性・高齢者等を対象とする防犯対策キャンペーンの実施や、ひとり暮らしや無防備な高齢者を狙った振り込め詐欺や悪徳商法等の防犯対策として防犯教室等を実施することにより、女性や高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【主な事業】ちかん撲滅や特殊詐欺防止キャンペーンの実施、特殊詐欺防止講話

## 7 参考

### ○ 東海市地域安全条例

平成16年9月29日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、安全な市民生活を確保するための理念及び施策の基本を定めること等により、市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全な地域社会は、犯罪、事故等を発生させない地域づくりが重要であるとの認識の下に、市、市民及び事業者がそれぞれの責任と役割を果たし、相互に協力して地域社会が一体となって取り組むことにより、実現されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民生活の安全を確保するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者と協力するとともに、関係行政機関及び関係団体との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯意識等を高め、相互に協力して地域における市民生活の安全の確保に努めるとともに、市が実施する市民生活の安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、常に安全に配慮し、従業員及び周辺地域の市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する市民生活の安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(広報活動等)

第6条 市は、市民及び事業者に対し、地域における市民生活の安全に対する意識の高揚を図るため、広報活動を行うほか、必要な情報の提供に努めなければならない。

(市民の地域安全活動に対する支援等)

第7条 市は、市民に対し、地域における自主的な防犯活動その他の地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全活動」という。）の推進を図るため、情報の提供、指導、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、当該地域において市民が実施する地域安全活動に協力するよう努めなければならない。

(生活環境の整備)

第8条 市は、犯罪、事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる環境を整備するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(東海市地域安全推進協議会)

第9条 市長の諮問に応じ、地域の安全に関する基本的施策について調査審議するため、東海市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域の安全に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域安全活動に関し知識及び経験を有する者

(2) 警察署の警察官

(3) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条（第4項を除く。）の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○ 東海市暴力団排除条例

平成23年12月26日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受

けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念に則り、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等に対する情報の提供等）

第7条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（青少年に対する指導等）

第8条 市は、県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援

を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が、暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 安全・安心は市民の願い



発行日 2019年（平成31年）3月

編集・発行 東海市総務部交通防犯課

〒476-8601 東海市中心一丁目1番地

TEL 052-603-2211 または 0562-33-1111

Fax 052-603-8803

メールアドレス koutsuu@city.tokai.lg.jp